

「TN-SWG-9-4 端末・網SWG報告書_本文」及び「TN-SWG-9-4 端末・網SWG報告書_付図」からの修正内容の一覧を以下の表1に示します。

表1 端末・網SWG 報告書(案)修正内容一覧 (赤字は内容を変更した部分)

項番	指摘日 指摘者	頁	指摘内容 (コメント)	対応方針 (調査結果)	修正前	修正後
1	2007年 11月26日 NTTTコム 松木様	11	図3.1.3-2で「実質的に規制をかけていない」の部分 ・技術的条件はネットワーク保護の観点から通信設備を保有する事業者が総務省へ申請して許可を受けるものなので「電気通信回線設備を保有しない事業者」が技術的条件を作るということは奇異な感じを受ける。	総務省様に確認した結果、実例もある内容であり、技術的条件の内容を記載する。 (補足参照)	図3.1.3-2 ・「実質的に規制をかけていない」(但し、特殊な端末設備として電気通信事業者が認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件を適用することができる。)	図3.1.3-2 ・「 技術的条件を適用することもできるが、規制をかけていない場合が多い。 」(特殊な端末設備として電気通信事業者が認可を受けて定める端末設備の接続の技術的条件を適用することができる。)
2	2007年 11月26日 NTTコミュニケーションズ 澤口様	30	4.2.1.2 責任分界点の定義の明確化 ・「NGNにおけるIP電話以外のサービスが標準化途中であること」の表現について、技術基準(責任分界点)の検討が他のSWGで行われていることを考えると、24ページの表現を参考に見直した方が良いのではないか。	指摘を反映して表現を見直す。	なお、責任分界点がサービス提供時に具体的にどのポイントであるかについては、NGNにおけるIP電話以外の多くのサービスが標準化途中であること、責任分界点はサービス毎に事業者が規定すべき事項であること、端末・網SWGはサービスに共通的なものを検討する方針であることから、検討の対象外とした。	なお、責任分界点がサービス提供時に具体的にどのポイントであるかについては、 IP電話、コンテンツ配信、固定・移動シームレスに関するサービスは、他SWGの検討課題であること、その他のサービスについては標準化途中であること、責任分界点の位置はサービス毎に事業者が規定すべき事項であることから、検討の対象外とした。
3	同上	35	4.2.1.5 検討結果 2項と同様の観点で表現見直し	・指摘を反映して表現を見直す。 ・誤記の訂正	以上のように、責任分界点について考えられる多様な解釈の中から、法制度に立脚した「責任区分点」と「切り離し点」の2つに絞込み検討を深めた。どちらも技術基準の策定を検討するには、現状では新たなサービスの共通認識が未成熟な状況であり、検討を進めるには時期早尚との結論となったが、責任区分点については、NGN時代の多層のサービス階層を法制度の観点から検討するモデルを作成した。また、切り離し点については、多様なサービスが同時に提供されるような環境化で、端末と網間の「全体切り離し」だけではなく、様々な「部分的切り離し」の可能性について検討を行った。	以上のように、責任分界点について考えられる多様な解釈の中から、法制度に立脚した「責任区分点」と「切り離し点」の2つに絞込み検討を深めた。どちらも サービス個別の検討を進めているIP電話、コンテンツ配信、固定・移動シームレス以外のサービス では、技術基準の策定を検討するには新たなサービスの共通認識が未成熟な状況であり、検討を進めるには時期早尚との結論となった。ただし、責任区分点については、NGN時代の多層のサービス階層を法制度の観点から検討するモデルを作成した。また、切り離し点については、多様なサービスが同時に提供されるような環境下で、端末と網間の「全体切り離し」だけではなく、様々な「部分的切り離し」の可能性について検討を行った。

4	2007年 11月26日 ジュピター テレコム 黒木様	32	図4.2 1.4 従来のインターネットアクセスによるモデルの記述例(P32) ・二段目のISP,サービスのサービスはど ういう意味か。 ・三段目のブロードバンドキャリアサービ スはブロードバンドに限定するのか。	・ISPサービスで 一つの言葉 ・ブロードバンド は例であり、こ のままの表 現。	図4.2 1.4 二段目 ISP サービス	図4.2 1.4 二段目 ISPサービス
5	2007年 11月26日 アンリツ 石塚様	37	IP化時代の通信端末に関する研究会 報告書(案) ・四角で囲われた部分のアンダーライン 部分について、図4-10 IP化時代に… から始まる文章で4行目、6行目の部分 に技術者育成の記述がアンダーライン で強調されているのに、②の説明欄に記 述が無いのはなぜか。	・アンダーライン は抜粋した原 文に書いてあ った為である ことを確認。 ・今回、報告では 混乱しないよ うに原文のア ンダーライン は削除する。 ・今回、報告で強 調する点には アンダーライン を付与す る。	図4-10 IP 化時代に対応した資格制度の活用 (62ページ抜粋) (背景)IP 化時代においては、端末の役割の変化と ともに、接続等に携わる技術者の役割も変化 ○IP 化の際には、物理レイヤからアプリケーショ ン等のレイヤまでの知識がなければ発生した問題 に対応できなくなることが想定されるため、最新か つ専門的な知識を持ち、 <u>総合的に判断できる人材 の育成が必要。</u> ○新しい技術の進展によりハード・ソフト的に多く のサービスが登場するようになったとき、今までの 試験・育成の考えでは技術者レベルを担保し、利用 者のニーズに応えるのは難しく、 <u>技術者の育成の 考え方について見直しが必要。</u> ○秩序維持、生命及び財産の保護等にかかわる 処理・管理・制御等の機能を備えた端末について は、 <u>直接的に製造・保守・運用、若しくは間接的に 監視監督するものに技術及び法の知識が必要。</u>	図4-10 IP 化時代に対応した資格制度の活用 (62ページ抜粋) (背景)IP 化時代においては、端末の役割の変化と ともに、接続等に携わる技術者の役割も変化 ○IP 化の際には、物理レイヤからアプリケーショ ン等のレイヤまでの知識がなければ発生した問題 に対応できなくなることが想定されるため、最新か つ専門的な知識を持ち、 <u>総合的に判断できる人材 の育成が必要。</u> ○新しい技術の進展によりハード・ソフト的に多く のサービスが登場するようになったとき、今までの 試験・育成の考えでは技術者レベルを担保し、利用 者のニーズに応えるのは難しく、 <u>技術者の育成の 考え方について見直しが必要。</u> ○秩序維持、生命及び財産の保護等にかかわる 処理・管理・制御等の機能を備えた端末について は、直接的に製造・保守・運用、若しくは間接的に監 視監督するものに技術及び法の知識が必要。
6	同上	36	次世代IPネットワーク推進フォーラム 技術検討WG報告書 5項と同様の観点で表現見直し	同上	2. 課題の詳細とモデル(15ページ抜粋) ◇ <u>端末網の新たな機能と次世代 IP 網の新たな能 力は、バランス良く成長させ、利便性とライフライン 性を発展させる相互発展シナリオが重要であるが どう協調していくべきか。</u> 4. 検討の方向性(16ページ抜粋)	2. 課題の詳細とモデル(15ページ抜粋) ◇ <u>端末網の新たな機能と次世代 IP 網の新たな能 力は、バランス良く成長させ、利便性とライフライン 性を発展させる相互発展シナリオが重要であるが どう協調していくべきか。</u> 4. 検討の方向性(16ページ抜粋)
7	同上	39	東京都IT活用部会報告書 5項と同様の観点で表現見直し	同上	○東京都 IT 活用部会報告書(平成14年1月)「東 京都における IT を活用した災害対策について」 <u>(2)東京都として重点的に取り組むべきもの</u> ○情報空白期間への対応 ライフライン機関(電気、ガス、通信、道路、鉄道 等)との情報連携と都民への情報提供(インター ネット等の活用) →総合ライフライン情報コーナーの設置	○東京都 IT 活用部会報告書(平成14年1月)「東 京都における IT を活用した災害対策について」 <u>(2)東京都として重点的に取り組むべきもの</u> ○情報空白期間への対応 <u>ライフライン機関(電気、ガス、通信、道路、鉄道 等)との情報連携と都民への情報提供(インター ネット等の活用)</u> →総合ライフライン情報コーナーの設置

8	同上	39		同上	<p>個別課題の検討の方向性(8ページ抜粋)</p> <p>○通信ライフラインとして不可欠な機能 (重要通信の確保、緊急通報の実現等)</p> <p>品質・機能の確保に関する検討(9ページ抜粋)</p> <p>○IPネットワークが相互接続されるネットワーク形態に対応するためにそれぞれのネットワークが満たすべき品質基準</p> <p>○通信ライフラインとして、不可欠な機能、基本サービスの安定的な提供に必要な機能</p> <p>について、主に以下の項目を検討。</p> <p>[品質の確保に関する検討] (省略)</p> <p>[機能の確保に関する検討]</p> <p>(1)重要通信の確保 (2)緊急通報に係わる機能 (3)発ID通知／非通知機能 (4)無効呼抑止機能 (以下省略)</p>	<p>個別課題の検討の方向性(8ページ抜粋)</p> <p>○通信ライフラインとして不可欠な機能 (重要通信の確保、緊急通報の実現等)</p> <p>品質・機能の確保に関する検討(9ページ抜粋)</p> <p>○IPネットワークが相互接続されるネットワーク形態に対応するためにそれぞれのネットワークが満たすべき品質基準</p> <p>○通信ライフラインとして、不可欠な機能、基本サービスの安定的な提供に必要な機能</p> <p>について、主に以下の項目を検討。</p> <p>[品質の確保に関する検討] (省略)</p> <p>[機能の確保に関する検討]</p> <p>(1)重要通信の確保 (2)緊急通報に係わる機能 (3)発ID通知／非通知機能 (4)無効呼抑止機能 (以下省略)</p>
9	同上	40	次世代IPネットワーク推進フォーラム 技術検討WG報告書 5項と同様の観点で表現見直し	今回、報告では混乱しないようにアンダーラインは削除する。	<p>○次世代 IP ネットワーク推進フォーラム 技術基準検討WG 報告書 平成 18 年 10 月</p> <p>2. 2機能に関する検討結果(10ページ抜粋)</p> <p>広く社会に浸透しているOAB～Jの電話は、社会のライフラインとしての役割を担っており、現行でもその実現すべき機能を技術基準として多く定められている。</p> <p>今後のIP化されたネットワークにおいても社会のライフラインとしての役割は変わることなく期待されることから、そのために必要不可欠な、重要通信の確保、基本的な通信サービスに必要な機能についての検討を行った。</p> <p>2. 2. 2 現行の技術基準を踏襲すべきもの(14ページ抜粋)</p> <p>現行の技術的条件を踏襲すべきものは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輻輳発生時の重要通信の疎通確保 ・緊急通報 <p>なお、この検討結果をもって、これら以外の現行</p>	<p>○次世代 IP ネットワーク推進フォーラム 技術基準検討WG 報告書 平成 18 年 10 月</p> <p>2. 2機能に関する検討結果(10ページ抜粋)</p> <p>広く社会に浸透しているOAB～Jの電話は、社会のライフラインとしての役割を担っており、現行でもその実現すべき機能を技術基準として多く定められている。</p> <p>今後のIP化されたネットワークにおいても社会のライフラインとしての役割は変わることなく期待されることから、そのために必要不可欠な、重要通信の確保、基本的な通信サービスに必要な機能についての検討を行った。</p> <p>2. 2. 2 現行の技術基準を踏襲すべきもの(14ページ抜粋)</p> <p>現行の技術的条件を踏襲すべきものは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輻輳発生時の重要通信の疎通確保 ・緊急通報 <p>なお、この検討結果をもって、これら以外の現行</p>

				<p>の技術的条件が不要であるというものではない。</p> <p><u>(1)輻輳発生時の重要通信の疎通確保</u></p> <p>電気通信は社会のライフラインとしての役割を担っている。このことから、重要通信の優先的な取り扱いについては、現行、電気通信事業法で全ての電気通信事業者の対して課せられている責務であり、その優先的な取り扱いを要する通信は、事業法施行規則に定められているところである。</p> <p>3. 2 現行の技術的条件を踏襲すべきもの(24ページ抜粋)</p> <p>現行の技術的条件を踏襲すべきものは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルール等 ・様々な異常輻輳から網を守るために必要な機能要件 ・発信者情報や位置情報、その他利用者に係わる情報の保護対策 <p>(以下省略)</p> <p><u>(1)「事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルール等」</u></p> <p>事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルールに関しては、現在、電気通信事業法施行規則に「他の通信を制限・停止すること」「重要通信の取り扱いを一時的に停止する際の通知」「重要通信に付与された信号を識別した際の優先的な取り扱い」について事業者間で取り決めることを定められている。</p> <p>今後のIP化されたネットワークにおいても、電気通信に対する社会のライフラインとしての役割は何ら変わるものではないから、現行の制度を踏襲することが適当である。</p>	<p>の技術的条件が不要であるというものではない。</p> <p>(1)輻輳発生時の重要通信の疎通確保</p> <p>電気通信は社会のライフラインとしての役割を担っている。このことから、重要通信の優先的な取り扱いについては、現行、電気通信事業法で全ての電気通信事業者の対して課せられている責務であり、その優先的な取り扱いを要する通信は、事業法施行規則に定められているところである。</p> <p>3. 2 現行の技術的条件を踏襲すべきもの(24ページ抜粋)</p> <p>現行の技術的条件を踏襲すべきものは、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルール等 ・様々な異常輻輳から網を守るために必要な機能要件 ・発信者情報や位置情報、その他利用者に係わる情報の保護対策 <p>(以下省略)</p> <p>(1)「事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルール等」</p> <p>事業者間で重要通信を優先的に取り扱うためのルールに関しては、現在、電気通信事業法施行規則に「他の通信を制限・停止すること」「重要通信の取り扱いを一時的に停止する際の通知」「重要通信に付与された信号を識別した際の優先的な取り扱い」について事業者間で取り決めることを定められている。</p> <p>今後のIP化されたネットワークにおいても、電気通信に対する社会のライフラインとしての役割は何ら変わるものではないから、現行の制度を踏襲することが適当である。</p>
10	2007年 11月26日 NTTコミュニケーションズ	52	6.2 ホームネットワーク等の発展に伴う 端末側の複雑化の課題 ・P52下から5行目でJ.190を参照しているが、これは必要か。本規格はケーブル	<p>ホームネットワークに関しては、MediaHomeNetのアーキテクチャーに関する勧告J.190の改訂が日本からの積極的な提案により2007年10月にITU-T勧告として承認された。付図-1にその構造を示すように</p>	<p>ホームネットワークに関しては、MediaHomeNetのアーキテクチャーに関するITU-T勧告J.190の改訂が日本からの積極的な提案によりSG9にて検討され、2007年10月に承認された。付図-1にその構造</p>

	澤口様		通信の規格なので次世代で引用するのは適切で無い様に思われる。 ・J.190だけを引用するのは奇異な気がする。	告J.190・・・」の記述に対応してJ190の記述を入れている。 ・他のSG等の引用を含め、J.190以外のものを2、3行追加する。	大変複雑な構造となってきた。また、当フォーラムの研究開発・標準化部会のホームネットワークWG内でも、今後標準化されるであろう参照点モデル(付図-2)、機能要素の定義(付図-3)、技術課題と検討の方向性(案)(付表-1)の現状認識について資料がまとめられている。	を示すように大変複雑な構造となってきた。また、ホームネットワークを詳細に定義する活動は、ITU-TのFocus GroupIPTV,SG15,SG16等の場でも検討が進められている。さらに、フォーラムの研究開発・標準化部会のホームネットワークWG内でも、今後標準化されるであろう参照点モデル(付図-2)、機能要素の定義(付図-3)、技術課題と検討の方向性(案)(付表-1)の現状認識について資料がまとめられている。
11	2007年 11月29日 SWG主査	表紙	・報告書の報告月を実際に合わせる	・修正する。	11月	12月
12	2007年 11月29日 SWG主査	2	図1.1-1 検討体制の中の副会長は、臨時総会により変更が提案されていて 12月5日には承認される見込み	・修正する	副会長： 山田隆持(NTT)	副会長： 宇治則孝(NTT)
13	2007年 11月29日 SWG主査	9	図3.1.3-1 端末側の直下欄の「端末等設備規則」は「端末設備等規則」の誤記	・修正する	端末等設備規則	端末設備等規則

[補足]

項番1:総務省様への確認結果

(1) 指摘事項の根拠になっているのは、「端末設備等規則」の第八章(特殊な端末設備)第35条と理解しているが、認識は合っているか?

[確認結果]

事業法第52条第1項(第70条第1項で準用する場合を含む)及び端末設備等規則第35条(第36条で準用する場合を含む)に規定のある技術的条件に関する事項となります。

(2) 技術的条件については、一般的には、電気通信回線設備を保有する事業者が、そのネットワークに接続する条件(ネットワークを保護する条件)を規定しているので、電気通信回線設備を保有しない事業者で、技術的条件を規定する例として、どういうものがあるかを教えてほしい。

[確認結果]

事業法第52条第1項の記載中、「当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件」とある通り、技術的条件については、電気通信回線設備を保有しない事業者の申請もごぞいます。

その場合、規定しようとする技術的条件について、電気通信回線設備を所有する電気通信事業者との合意を得ていることを求められており(施行規則第30条の2)、申請のあった例の1つとしては、ソフトバンクBB株式会社殿のADSLサービスに関する技術的条件があります。